

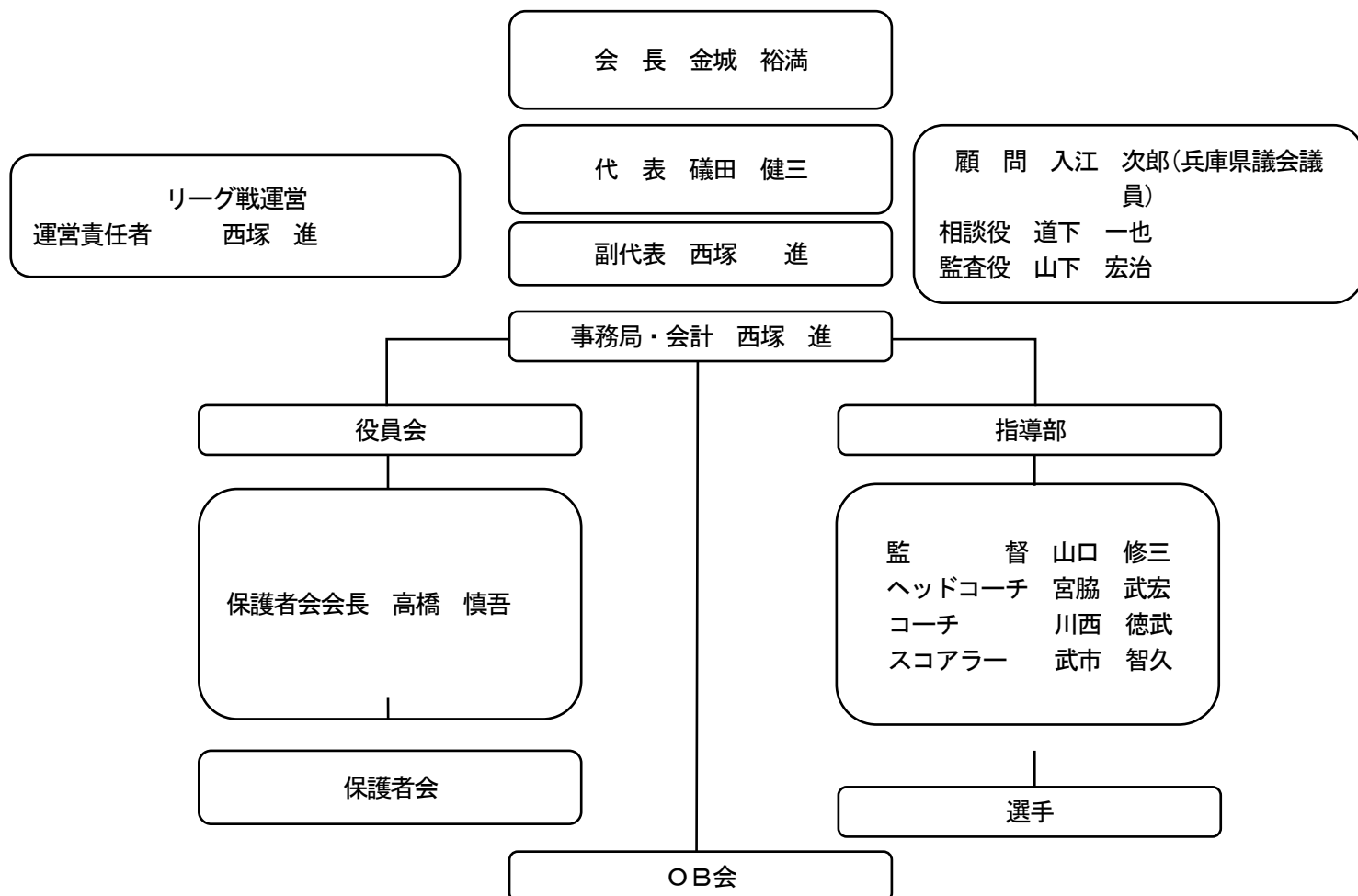
チーム会則
保護者会会則

山陽ヤング姫路

令和4年9月改訂

チーム会則

チーム組織表



保護者の方へ

後述の「ルール」につきましては、指導部より選手に徹底をはかりますが、各家庭におきましても今一度ご注意頂きますようお願いいたします。

練習、試合中でのご声援は結構ですが、それ以外の不用意な声かけは選手の注意力がそれ、危険です。ご遠慮ください。

河川敷グラウンドについて

- グラウンドへは、選手を送って準備を手伝ってください。
- グラウンドゴルフエリアには、入らないでください。
- グラウンドに来られた方に、挨拶をお願いします。
- お迎え来られた際には、後片付けのご協力をお願いします。

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は山陽ヤング姫路と称し、チーム名を全日本少年硬式野球連盟 (Young League) 山陽ヤング姫路と呼ぶ。(以下チームと称す。)
- 第 2 条 チームは全日本少年硬式野球連盟兵庫西支部に加盟し、連盟の定款及びルールを遵守し、会則はこれを補うものとする。
- 第 3 条 本会はアマチュアスポーツマンシップにのっとり正しい野球の実践を通じて心身共に健全な少年の育成を図ることを目的とする。

第 2 章 行 事

- 第 4 条 本会は第 3 条の目的を遂行するため次の行事を行う。
1. 全日本少年硬式野球連盟の催す行事に参加する。
 2. 対外試合の遂行。
 3. チームの活動の推進と助成。
 4. 会員の親睦と育成を図るための活動。
 5. その他の目的達成に必要な事項。

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は次の通りとする。
会員は硬式野球を愛好する小学生とその保護者とし、チームは小学 1 年生から 6 年生までの少年、少女によって構成する。
- 第 6 条 入会は所定の書式によって代表に申し込み、承認を経て行う。
(体験入部は原則 1 ヶ月をめぐとする)
- 第 7 条 会員は定められた規則を守り、礼節を重んじ、役員の決定事項や指示をよく理解し、実行する。
- 第 8 条 会員は次のいずれかに該当する場合、代表又は副代表が除名させることができる。
- (ア) 会則を守らないとき。
 - (イ) 会員の言動が著しくチームの活動を乱すとき。
 - (ウ) 監督、コーチの采配、指導を乱すとき。

第9条 全日本少年硬式野球連盟(Young League) 厳守事項により、監督、コーチ及び選手の同リーグ(ヤングリーグ)内の他チームへの移籍は認められない。
ただし住所移転その他やむを得ない事情があるときは、代表の承認を得て支部長に届出て支部長の決済により承認される。

第10条 グラウンド等での怪我は大小に拘わらず、スポーツ保険の範囲で処理し、万一事故等が生じた場合は、応急の処置を講じますが、保護者は、(株)山陽・山陽ヤング姫路・指導者に一切の責任及び保障を問えない。

第4章 役員

第11条 本会に下記の通り役員をおく。

代 表	1 名	チームを代表し、チームを総括する。
副 代 表	若干名	代表を補佐し、チームの活動を支援する。
監 督	1 名	コーチ、選手を統括する。
ヘッドコーチ	1 名	監督を補佐し、選手の指導にあたる。
コ ー チ	若干名	監督、ヘッドコーチを補佐し、選手の指導にあたる。
臨時コーチ	若干名	監督、ヘッドコーチの要請がある場合のみ適用する。
スコアラー	若干名	監督、コーチの要請により試合のスコアを記録する。
事務局	1 名	チームの活動の総括、渉外等を担う。
保護者会 会長	1 名	保護者会を統括し、チームを支援する。

第12条 本会は特別の功績のあった人を顧問及び相談役に委嘱する。

第13条 役員任期は1年とする。但し、任期の適用は保護者会の役員にかぎる。

第5章 会計

第14条 チームの会計は、(株)山陽援助金・寄付金・雑収入、その他もって充てる事とする。

第15条 チーム会計年度は、2月1日より翌年1月31日とする。

第16条 チームの会計の執行は代表の指名する者が担当し、会計監査は監査員、保護者会長が担当する。

第17条 会計担当は会計年度終了後、会員に会計報告を行い、承認を得なければならない。

第6章 会議

第18条 会議は総会及び役員会とする。

第19条 会議は代表、副代表が召集する。

第7章 連盟選手登録 ・ 自己負担

第20条 連盟選手登録金 3年生以上 ￥8,300
(1年更新 選手登録費 ￥2,500・選手保険費 ￥3,000
連盟広報費 ￥2,000 チーム保険 ￥800)

1年生・2年生 (連盟登録関係無・チーム保険 ￥800)

第21条 3年生以上の入会者は連盟登録を原則とする。但し、監督・コーチが試合出場を危険と判断する場合は、その限りではない。

第22条 年度の途中入会者の連盟登録も上記と同様とする。

第23条 貸与しているユニホーム・帽子・グラウンドコートについて、本人の重大な不注意や練習・試合等以外で破損した場合は、自己責任となりチームに弁償することになる。

補足 選手ユニホーム一式・保護者用Tシャツを貸与する。
選手卒団・退団時にはユニホームを返却とする。
選手1年以上在籍の場合、保護者用Tシャツはプレゼントとする。

～グラウンドでのルール～

- ① グラウンド内での移動は、いつも全力で走る。ダラダラしないこと。
- ② 試合、練習の集合時間の10分前に整列できるようにすること。
- ③ グラウンド挨拶の前に指導部へ挨拶をする。
- ④ グラウンドへ来られたお客様へは必ず挨拶すること。
(練習中は指導部、キャプテンの指示を受ける。)
- ⑤ グラウンドでは監督、コーチ、キャプテンなどの指示をよく聞き、大きな声で返事すること。
- ⑥ 途中で体の調子や気分が悪くなったら、指導者か保護者の人に言うこと。
- ⑦ 練習を休むとき、遅れるときは、必ず担当者に連絡をしておくこと。
(休む日の前週までに連絡すること。急用の場合はこの限りではないので、わかった時点で連

絡すること)

- ⑧ 誰にでも恥ずかしがらずに大きな声で挨拶しよう。「おはようございます」「こんにちは」「ありがとうございました」「失礼します」など。
- ⑨ 選手はグラウンドや遠征地に必要な金額以上に持参せず、持参した場合は保護者か、会計担当に預けるものとする。
- ⑩ 指導部・保護者は、自チーム・相手チームに罵声を言わないこと。
- ⑪ 練習時間は下記のとおりとする。(集合時間厳守のこと)
 - 夏季 集 合 : 8時30分
 - 練 習 : 9時~17時

 - 冬季 集 合 : 8時15分
 - 練 習 : 8時30分~16時30分

※上記は原則であり、その時の状況により時間の変更・延長等がある。

保護者会会則

1 連絡網

- ・連絡はメモを取りながら、正確、迅速に行う
- ・連絡はEメールで一斉送信するものとし、必ず確認のため返信メールをすること。
- ・連絡事項でわからない事があれば、保護者会会長に確認すること。
- ・緊急の連絡の場合もありますので、必ず連絡が取れるようにすること。

2 大会・練習試合

- ・大会、練習試合の日程等は、代表、監督、役員で決定します。
- ・審判の方、大会関係者の方、他チームの方には必ず挨拶をする。
- ・相手チームの代表、スタッフ、保護者の方に必ず挨拶する。
- ・練習試合には、保護者会全員で挨拶に行く。(選手が前列、保護者会は後ろ)
「山陽ヤング姫路保護者会です。今日一日お世話になります。」
「今日一日お世話になり、ありがとうございました。」

3 応 援

- ・選手がベンチから出てきたら、保護者は挨拶が終わるまでは必ず立って脱帽の事。
(兵庫西支部統一事項)
- ・試合終了時も、必ず立って脱帽の事。
- ・保護者は1ヶ所に集まって応援する。(ベンチの近くで応援・観戦しないこと)
- ・**罵声を言わない、批判しない。(審判、相手チーム)**
- ・個人的に写真、ビデオ撮影する時は、保護者会会長に許可をもらうこと。
ただし、チームから依頼の場合は除く。
- ・単独行動はしない。
- ・バックネット裏には絶対に入らないこと。

4 服 装

- ・大会、練習試合時にはスポーツに相応しい服装とします。
(スカート、サンダル、半ズボン、麦わら帽子は禁止)

5 役 割

- ・大会、練習試合は参加保護者全員でご協力をお願いします。
- ・保護者会長の指示に従い、決められた役割を果たし、必ず協力すること。
- ・大会に参加できない場合は、その理由を保護者会会長に伝え、許可をもらうこと。
やむを得ない場合(冠婚葬祭、仕事、地域行事等)欠席者は当日までの準備を手伝う。
(原則として、試合時は保護者全員参加とします)
- ・帰る前は、ゴミを残さず戸締りを確認して帰る。
- ・男性保護者は審判、グラウンド整備に積極的に参加すること。
- ・大会時女性保護者に接待・アナウンス当番あります。

6 そ の 他

- ・朝は必ず指導部に挨拶すること。
- ・指導部から終了時間の指示を受ける。
- ・終了時間30分前には迎えに来ること。
- ・練習後全員で後片付けをしてグラウンドを離れる。(忘れ物、ゴミの後始末の為)
(グラウンドもハウスも、チームが借りているものです。全員意識して大切に使用してもらいましょう)
- ・集合時間は厳守の事。
- ・練習中、試合中の選手には、不用意に声をかけない。(注意力がそれで危険です。)
- ・グラウンド整備、準備、片付けは選手が行う。(練習試合等は保護者も手伝う。)
- ・グラウンド内でのみだらな飲食、言動、服装は慎む事。
- ・保護者は練習中に指導部からの依頼があった場合手伝いをする。
- ・遠征等で使用したバス、チームの車は必ず全員で掃除をする。

- ・基本的に遠征は現地集合・解散ですが、荷物の積み込み・積み下ろし等・乗り合わせがある場合

河川敷グラウンド集合・解散です。(指導部、役員から伝達事項・荷物の積み込み・積み下ろし等の為)

やむを得ない理由がある場合は考慮します。保護者会会長に相談してください。

- ・ 保護者は、選手の手本となるような行動をする。
- ・ 試合中の喫煙は指定された場所以外での喫煙は禁止

以上の規則・規律・マナーを守って
チームへのご理解・ご協力お願いします。

7 各 役 割

保護者会会長

- ・ 連絡事項のメール送信
- ・ 各行事の企画、運営
- ・ 保護者への対応
- ・ 遠征時の野球用品・グラウンド設営用具準備

事務局

- ・ 連盟との窓口となり、代表の指示を受けて実行する。
- ・ 選手登録等、各登録の実施
- ・ 年賀状の発送
- ・ 保護者への練習・試合・連絡事項のメール送信及び確認

会則の補則

1. 連盟選手登録金等

3年生以上は『チーム会則』の規定通り、原則として連盟登録金等を支払いリーグ保険に加入する。選手登録金は7,500円で、連盟保険は年間3,000円になるが、年度途中入会の場合は月割の保険料になる。(登録あり、リーグ保険あり)・・・¥7,500
2年生以下(登録なし、リーグ保険なし)・・・なし
幼稚園以下・・・仮入団の為、入団金なし

※3年生以上は途中入団であっても必ず連盟への登録を行うものとする。
(連盟への登録を行い保険加入しないと大会に出場できないため)

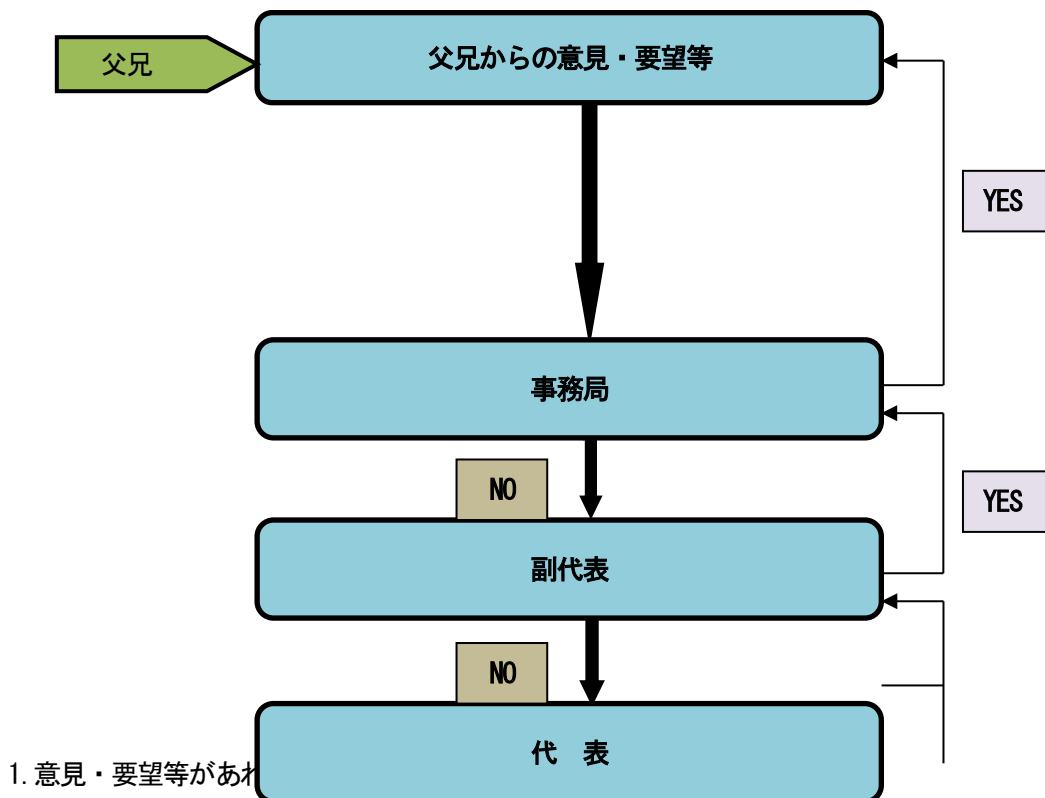
2. チーム保険・スポーツ保険について

入会した選手は、学年に関係なくチームが指定する『スポーツ保険』に加入することとする。
保険料は年間800円で自己負担とする。

3. 月謝

無料

父兄からの意見・要望等の流れ



2. 直接「副代表」「代表」に申し出ないこと。

3. 保護者会長で解決できる場合は判断し指示・伝達します。

保護者会長で判断・解決できない場合は「副代表」「代表」の指示・判断を仰ぎます。